

日本家族社会学会事務局よりお知らせ

常勤職にない会員の会費減額申請について

2011年3月26日に2010年度第2回理事会が開催され、以下の事項が決定されましたので、お知らせいたします。

1. 常勤職にない会員の会費減額申請の2011年度の期限を、2011年7月31日（必着）とすることが承認されました。

会費減額申請書は、学会ホームページ「お知らせ」欄からダウンロードできるほか、会員名簿の末尾にも掲載されています。（http://www.wdc-jp.com/jsfs/notice/not_4.html）
希望する会員におかれましては、すみやかに手続きをとっていただきたくご協力をお願いいたします。

2. 65歳以上の会員の方は、申請の際に、申請用紙の空欄に生年／月もご記入ください。

65歳以上の会員で一度減額申請が承認された方は、翌年以降も自動的に更新されますので、2年目以降は申請の必要はありません。

3. 65歳未満の会員の方は、年度ごとに減額申請を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。なお、会費の納入は、減額申請が承認されたことの連絡を受け取った後をお願いいたします。

■会費減額申請書送付先：

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-4-19

株式会社国際文献印刷社 コンタクトセンター内 学会事務センター

TEL：03-5389-6491 FAX：03-3368-2822

■問い合わせ先：

会員管理担当理事：永井暁子

〒214-8565 神奈川県川崎市多摩区西生田 1-1-1 日本女子大学人間社会学部

TEL：044-952-6854

FAX：044-952-6869（永井宛と明記してください）

E-mail：nagaia*fc.jwu.ac.jp（*は@に変換してください）